

中央区地域見守り活動支援事業の補助金 概要と事業の流れ

1 対 象

防犯パトロール等の「地域見守り活動」を実施している（又は今後実施する）町会・自治会・商店街等の地域団体。ただし、商店街単独での申請は対象外ですので、町会・自治会等と連携して行う必要があります。

2 補助金対象経費

地域団体が行う地域見守り活動の一環としての防犯設備の整備・更新に係る費用

※防犯設備は、防犯カメラ及び付帯設備、防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置、防犯情報等の発信や注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪抑止に資する設備とします。

※助成金を受けて設置した防犯カメラの更新は、設置年度から7年が経過した翌年度から申請できます。

3 補 助 金 額

単独事業（地域団体が1つの場合） 補助率6分の5 補助限度額500万円

連携事業（地域団体が2つ以上の場合） 補助率6分の5 補助限度額750万円

※設置経費を含めたカメラ1台あたりの整備費用の限度額は60万円まで

4 事 業 の 流 れ ※時期は目安です。

(前年度3月末 東京都より区へ、事業実施の有無について正式に通知)

実施年度6月上旬

地域団体から区へ、申請予定の事業規模（カメラ台数・予算等）を報告
見積書、設置予定場所の地図などを提出してください。

実施年度6月中

区と都のヒアリング（予算を考慮し、申請可能か判断）
→ヒアリング終了次第、申請の可否について地域団体に連絡します。

実施年度7月中旬（予定）

地域団体から区へ、助成金の申請

その際、必要な書類は

①「中央区安全・安心まちづくり推進地区選定申出書」

添付書類：地区範囲のわかるもの（略図等）

※既に推進地区に選定されている場合は不要です。

②「活動計画書」

添付書類：地区範囲のわかるもの（略図等、①と同じでも可）

③「中央区地域見守り活動支援に係る防犯設備整備事業の補助金交付申請書」

添付書類：防犯設備を設置する場所がわかる図面、見積書（100万円以上の場合は2社以上）、防犯カメラの運用基準（後日でも可）

実施年度 7月末

区から都へ補助金交付申請

実施年度 9月末

都から区へ「補助金交付決定通知書」を送付

実施年度 10月上旬

区から地域団体へ「補助金交付決定通知書」を送付

※防犯設備の設置工事は、この時点から開始できます。

実施年度 2月末まで（遅れる場合は要相談）

工事の実施・業者への支払い

※地域団体から業者への支払いは、区の補助金交付前に完了させる必要があります。

工事完了後（3月末まで）

・**地域団体から区へ「防犯設備整備事業実績報告書」を提出**

添付書類：設置した防犯設備の図面、現場写真、設置業者による領収書及び納品書の写し、契約書の写し、その他必要な書類

・**現場確認**

区の担当者が現場を確認

・**区から地域団体へ確定通知書の送付**

・**地域団体から区へ「口座登録申請書」「請求書」を提出**

・**区から地域団体へ補助金の振込み**

・**区から東京都へ報告** ※東京都が現地確認をする場合があります。

問合せ先

中央区総務部危機管理課

3546-5087